主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人岩橋清の上告趣意中判例違反をいう点は、引用の判例は本件と具体的事案を異にするものであつて、本件には適切でなく、所論は前提を欠き、上告適法の理由に当らない。その余は事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条に当らない。(原審の確定した事実関係の下においては、本件行為に塩専売法二三条二項を適用したことは正当であつて、所論の違法は認められない。)

よつて同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文の とおり決定する。

昭和三七年二月一五日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	下 飯	坂	潤	夫
裁判官	高	木	常	七